

令和 7 年度

岩手山麓農業水利事業

岩手山麓地区河川協議資料作成業務

特別仕様書

東北農政局岩手山麓農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 岩手山麓農業水利事業 岩手山麓地区河川協議資料作成業務（以下、「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、岩手山麓地区の水利権更新協議（河川法第23条）に必要となる河川協議資料の作成を行うものである。

(場所)

第1-3条 業務位置は、岩手県滝沢市及び盛岡市地内で別紙1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立ち入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

- 1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- 2 別紙3に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

（担当技術者）

第 1－7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1－8 条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （１）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- （２）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第 1－9 条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

（適用する図書）

第 2－1 条 「農業農村整備事業のための河川協議の実務 1998年版」の内容を適用し河川法の主旨を考慮のうえ、本業務の作業を行うものとする。

（貸与資料）

第 2－2 条 貸与資料は次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
北上川水系丹藤川等における水利使用（変更）に関する河川法第23条及び第24条に係る同法第95条協議（岩手山麓開拓建設事業） 添付図書 水利使用関係 平成27年 9 月（同意：平成28年 7 月20日）	1 式
二級河川小本川水系大川における水利使用（岩手山麓開拓建設事業）に関する河川法第23条に係る第95条の協議 添付図書 水利使用関係 令和元年11月（同意：令和 2 年 7 月28日）	1 式
平成26年度 岩手山麓（一期）農業水利事業 河川協議資料作成業務 報告書	1 式
令和 6 年度 岩手山麓農業水利事業 岩手山麓地区河川協議資料作成業務 報告書	1 式

(貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙2に示す「作業項目内訳表」に○印で該当項目をしめす。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量	備 考
1 計画準備		
1-1 作業計画の立案	1 式	
2 現地調査		
2-1 現地調査	1 式	
3 河川協議資料の作成		
3-1 関係河川使用者への影響検証	1 式	
3-2 関係河川使用者への説明資料作成	1 式	
4 河川協議図書の作成	1 式	
5 点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せ場所は、岩手山麓農業水利事業所とし、打合せ時期・回数については、次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手の段階（業務計画書を作成した段階）

第2回 中間打合せ（関係河川使用者への影響検証段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作

成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙３に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第 5 章 成果物

（成果物）

第 5－1 条 成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （１）成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）：正副 2 部
- （２）成果物の出力：1 部（電子媒体の出力。市販の A-4 版ファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第 5－2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県滝沢市篠木待場 80 番地
東北農政局岩手山麓農業水利事業所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6－1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

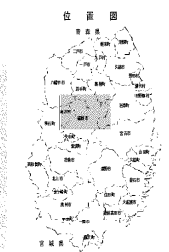
- （１）第 2-2 条に示す「貸与資料」に変更が生じた場合。
- （２）第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- （３）第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （４）第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （５）履行期間に変更が生じた場合。
- （６）関係機関等対外的協議により、作業項目等に変更が生じた場合。
- （７）その他

第 7 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 7－1 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

岩手山麓地区河川協議資料作成業務 位置図



業務名	令和7年度 岩手山麓農業水利事業 岩手山麓地区河川協議資料作成業務		
国番名	位 置 図		
作成年月日			
縮尺		国番番号	!
会社名			
事業所名	東北農政局 岩手山麓農業水利事業所		

別紙 2

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1 計画準備 1-1 作業計画の立案	現行の河川協議図書及び過年度業務等の貸与資料を把握し、作業計画を樹立する。	○
2 現地調査		
2-1 現地調査	本業務を行うにあたり、関係河川使用者に係る取水施設の現地調査を行う。	○
3 河川協議資料の作成		
3-1 関係河川使用者への影響検証	過年度業務でとりまとめた水利使用変更案を元に、関係河川使用者への影響を検証する。	○
3-2 関係河川使用者への説明資料作成	前項の検証結果に基づき、関係河川使用者への説明資料を作成する。	○
4 河川協議図書の作成	過年度業務成果品を元に、関係河川使用者への説明結果を踏まえ、河川管理者との協議に必要な河川協議図書一式を作成する。	○
5 点検取りまとめ	各作業項目の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

別紙 3（第 1－6 条、第 4－1 条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額